



環自野発第1602291号
27消安第5782号
平成28年2月29日

滋賀県琵琶湖環境部長 殿

環境省自然環境局野生生物課長
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
(公 印 省 略)

Aromia bungii (クビアカツヤカミキリ) に関する注意喚起及び情報
提供依頼について

日頃より野生生物行政及び植物防疫行政に御協力いただき感謝します。

平成24年に愛知県のサクラで我が国で初めて発生が確認され、平成25年に埼玉県のサクラで発生が確認された*Aromia bungii*は、海外ではサクラ、モモ等のバラ科を中心とした多種の樹を加害することが知られています。このため、発生地においては、当該虫に係る調査及び防除が実施されているところです。また、当該虫は、平成27年3月に環境省及び農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に総合対策外来種として記載されています。

こうした中、平成27年、群馬県、東京都、大阪府及び徳島県において、農林水産省植物防疫所が当該虫の発生に係る報告を受けたことから、当該虫の発生状況調査を実施しました。この結果、群馬県及び徳島県の公園や街路樹等のサクラで当該虫の発生が確認されるとともに、徳島県においては、モモ等の生産園地の一部で当該虫の発生が確認されました。一方、東京都及び大阪府においては、調査時期が成虫の発生時期を過ぎていたこともあり、成虫の発生は確認されませんでした。

現在のところ、当該虫による被害は公園や街路樹等の老樹や衰弱したサクラに多い状況ではありますが、加害が進むことで、落枝、倒木等による人的被害の発生が懸念されるとともに、発生地から果樹園、生物多様性保全上重要な地域（自然公園、自然環境保全地域等）等に侵入することで、農作物や生態系へ被害が拡大することが懸念されます。

このため、環境省と農林水産省は、当該虫の防除に係る情報共有、指導等の連携を行うとともに、今後、必要に応じて更なる対応を検討していく予定です。貴職におかれては、下記のとおり対応するよう要請します。

記

- 1 野生生物担当部局と農林水産担当部局は、当該虫に関する情報共有を十分に
行うとともに、防除体制を整備すること。
- 2 野生生物担当部局は、市町村に対して、当該虫の発生に関する情報提供を行

うとともに、公園や街路樹等で当該虫の発生が確認された場合は、まん延防止のため、成虫の捕殺等の適切な防除を実施するよう指導すること。

3 野生生物担当部局は、市町村に対して、施設の管理等の際に当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況を確認した場合は、速やかに最寄りの環境省地方環境事務所に連絡するよう指導すること。

4 農林水産担当部局は、生産者への営農指導や発生予察事業の調査等において、当該虫又は当該虫の発生が疑われる状況を確認した場合は、速やかに最寄りの農林水産省植物防疫所に連絡すること。